市町村議会で議決した意見書等（令和４年３月追加分）

令和4年4月11日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	北　上　市	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書	R4.3.25	1
2	北　上　市	水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	R4.3.25	2

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和４年３月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書 新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にし、国民のいのちと健康が脅かされる事態が繰り返し起きています。 今般のコロナ禍では、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の重要性を改めて認識するとともに、感染症病床や集中治療室の不足、医師・看護師・介護職員の人員不足のほか、保健所・保健師の不足が明らかになりました。これら諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉等に関わる公衆衛生施策の縮減があります。 新型コロナウイルス感染症の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たな感染症や大規模災害等の事態に備えるためにも、医療・介護・福祉提供体制を十分に確保し公衆衛生行政の体制を拡充することは喫緊の課題です。 よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現されるよう強く求めます。 1　安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。 (1)　医師・看護師・医療技術職員・介護職員等を増員し、勤務環境と処遇を改善すること。 (2)　公立・公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。 2　保健所増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を増員すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和４年３月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書 国から、令和４年度の「水田活用の直接支払交付金」の見直しが示されました。この交付金の事業には、①戦略作物助成、②産地交付金、③水田農業高収益化推進助成、④都道府県連携型助成、⑤水田リノベーション助成の５つの助成・交付制度が盛り込まれております。 国は、これまでの米政策において農地の集積化・集約化や転作を推進してきているなか、今回の見直しはそれに反して、生産者にとっては交付金の対象水田として要件を満たすための対応が、実質的にほぼ不可能な内容も含まれております。 戦略作物助成の見直しでは、麦や大豆、飼料作物などに転作して作付けしている水田も含めて、５年に一度は水張り（水稲作付け）を実施することが交付要件となりました。特に大豆などは、水が溜まらないような素掘り側溝を整備したうえで作付けしているものであり、これを一時的にでも水張りする作業は現実的ではなく、実施した場合のコストアップは計り知れないものがあります。従って、この制度の目的の一つである「魅力的な産地づくりや高収益作物の導入・定着の支援」からは全くかけ離れた事態となります。 また、飼料作物のうち、特に牧草は多年生作物のため、毎年の播種が必要無いにも拘わらず、播種して収穫する場合の助成額と、播種せず収穫のみの場合の助成額に大きな差を設けたことによって、水田を賃借して自給飼料を確保している畜産農家などは、賃借料が払えずに借用しなくなることが懸念されます。 この様に、生産現場では、実現不可能な対応を求められる事により、大変混乱しており、農地の維持が困難になって離農者や耕作放棄地が増加する恐れがあります。更には、ほ場整備に取り組む地域では、営農計画の再検討が必要となり、地域の特色を生かした営農への展開に影響を及ぼすことも懸念されますので、この様な見直しは到底、受け入れられません。 つきましては、生産者が意欲をもって作付けし、将来に渡って安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、今回の水田活用の直接支払い交付金の見直しの中で、特にも戦略作物助成の見直し内容については、生産現場の実情をしっかり調査・認識した上で、生産者が対応可能で、制度の目的を果たせるような要件となるよう、強く求めるものであります。 以上緊急的な対策を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。